

令和 6 年度棚田地域振興関連予算概算決定 (詳細版)



内閣府
地方創生推進事務局

令和 6 年 3 月

目次（1/3）

総務省

- ふるさとワーキングホリデー推進事業 ……1
- 過疎地域持続的発展支援交付金 ……2
- 地域おこし協力隊 ……4
- 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業 ……5
- 特定地域づくり事業の推進 ……6

文部科学省

- 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト ……7
- 健全育成のための体験活動推進事業 ……8
- 【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】文化的景観保護推進事業 ……9
- 【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 ……10
- 【国宝重要文化財等防災施設整備費補助金】重要文化財等防災施設整備事業 ……11
- 地域文化財総合活用推進事業 ……12
- 伝統文化親子教室事業 ……13

目次（2/3）

農林水産省

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ ……16
- 環境保全型農業直接支払交付金 ……17
- 集落営農活性化プロジェクト促進事業 ……18
- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業 ……19
- 中山間地域等直接支払交付金 ……20
- 農山漁村振興交付金 ……21
- 鳥獣被害防止総合対策交付金 ……31
- 多面的機能支払交付金 ……32
- 農業農村整備関連事業 ……33
- 地すべり対策事業 ……46

林野庁

- 治山事業のうち地すべり防止事業 ……47
- 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林・山村地域振興対策のうち
森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ……48

目次（3/3）

国土交通省

- 景観改善推進事業 ……49
- 地すべり対策事業 ……50
- 空き家対策総合支援事業 ……53

観光庁

- 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業 ……54
- 地域観光資源の多言語解説整備支援事業 ……55
- 地域における受入環境整備促進事業 ……56
(宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業、宿泊施設バリアフリー化促進事業)
- 新たな交流市場・観光資源の創出事業 ……57

環境省

- 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金 ……58
- 生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業) ……59

内閣府

- デジタル田園都市国家構想交付金 ……60

ふるさとワーキングホリデー

R6当初予算額(案):30百万円
(R5当初予算額:30百万円)

○ 都市部の人などが一定期間(2週間～1か月程度)地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



- ・ H28～R4において、**約4,300人**が参加（R4は、**49団体**が実施し、**572名**が参加）。
- ・ 参加者の**約9割**が満足、**約8割**が再訪意向があると回答。
- ・ 参加後、**同地域において、移住・定住や、地域おこし協力隊として活躍する**などの例。

地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



地元農家・企業等

【農業・漁業・林業・旅館・観光業 等】
人手不足の解消が図れるとともに、都市部の若者等との交流が生まれる。



財政措置等により支援(総務省)

広報支援

- ・ 専用のポータルサイトの運用
- ・ SNS (Twitter、facebook、Instagram) の運用
- ・ インターネット広告の実施
- ・ 説明会の開催 等



地方財政措置

地方公共団体が実施するふるさとワーキングホリデーに要する経費について**特別交付税措置**

【対象経費の上限額】

1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R6予算額(案):400百万円
(R5当初予算額:400百万円)

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4)交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ①専門人材を活用する事業(+500万円)
- ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記①+②併用事業(+1,500万円)

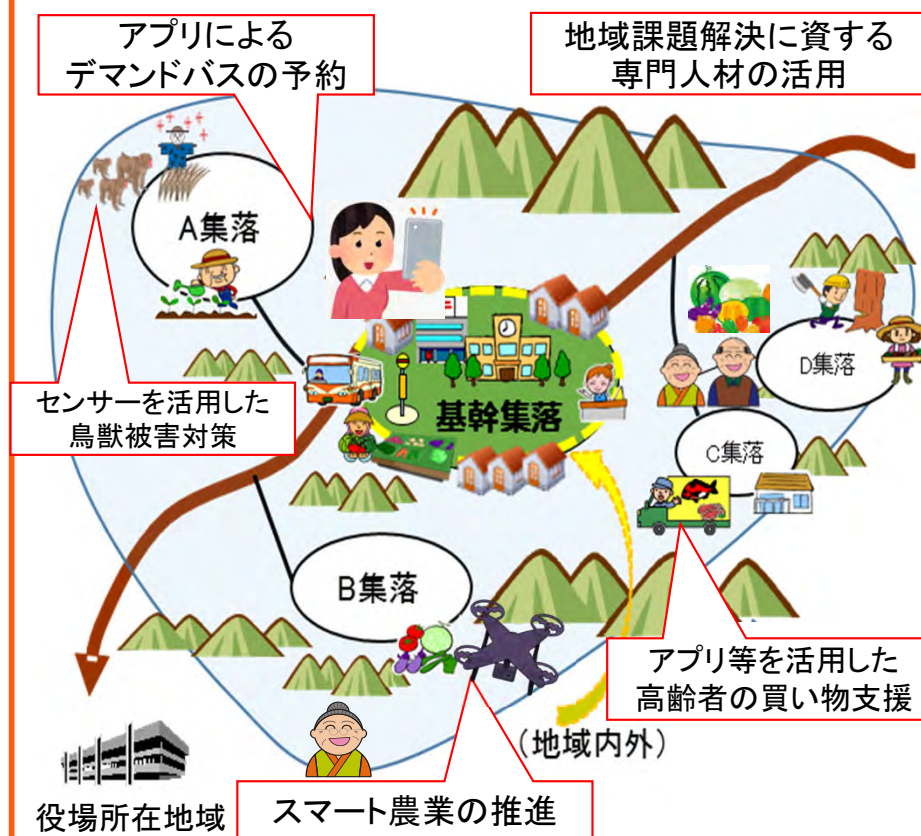
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域
- (2)事業主体 ① 過疎市町村
② 都道府県
- (3)交付対象経費の限度額 2,000万円
- (4)交付率 ① 定額
② 1/2又は6/10(※)
※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5)対象事業

○人材育成事業

- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

○ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R6当初予算額(案):248百万円
(R5当初予算額:208百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和4年度は6,447人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・ 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。

- ・ **拡充** 併せて、**事前参加型オンラインイベント**を実施すること等により、**事業実施効果の向上を図る。**



■戦略的な広報の実施

- ・ **新規** インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて**戦略的に実施し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。**

■課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

- ・ **拡充** 令和5年度から実施している「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」を**拡充し、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。**

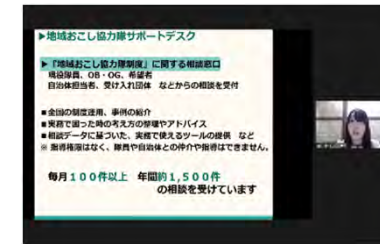
隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・ 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■各種研修会等の実施

- ・ 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・ より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■起業・事業化研修等の実施

- ・ 隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

■「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、情報収集・発信、隊員やOB・OGの活動支援等に取り組む。
- ・ 各地域における協力隊OB・OGネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

任期後

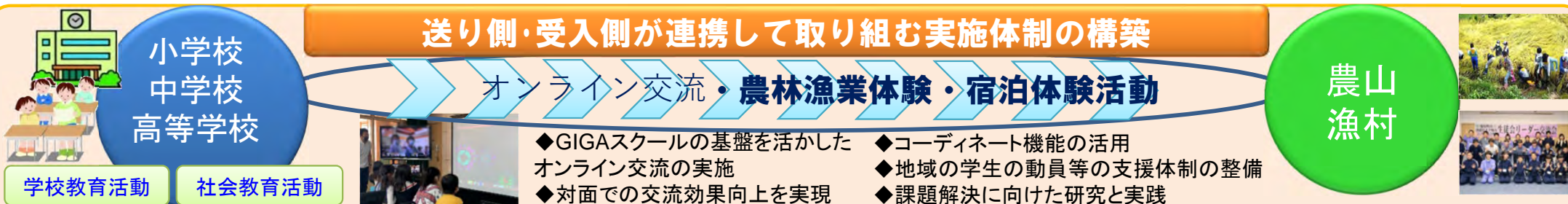
起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R6予算額(案): 18百万円
(R5当初予算額: 18百万円)

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。



■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

- ・外部有識者等の旅費・謝金
- ・研修・会議に要する経費
- ・関係団体との調整に要する経費
- ・外部研修受講に係る受講料、旅費
- ・印刷製本費 等

■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費 等
(調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等	

地方財政措置（特別交付税）

小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。

1 地方財政措置の対象事業

- 次の要件を満たす事業が対象
- ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること
 - ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
 - ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

2 対象経費

- ・推進協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・地域協議会(送り側・受入側)の運営に要する経費(都道府県・市町村)
- ・小中学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R6予算額(案) 5.6億円
※内閣府予算計上

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

- 対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



人材 派遣 利用 料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

財政
支援

認定

市 町 村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成

1/2
利用料金収入

1/4
交付金

1/8
特別
交付税

市町村
実質負担
1/8

※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

都道府県

情報提供
助言、援助

現状・課題

● 次代の社会を担うものとして新たな価値を創造する力、対立等を克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにもリアルな体験活動が重要である。

● 一方で、少子化や核家族化、デジタル化やコロナ禍により、子供たちの**リアルな体験不足に拍車がかかっている。体験活動に関心を示さない子供の割合も多く**、体験活動の普及啓発に取り組むことが重要である。

● また、青少年の体験活動の機会の充実のため、誰でも体験活動の情報が安易に入手できるように、体験活動の**「利用者」と「提供者」を結びつける仕組み**の構築が必要である。

● さらに、「提供者」である企業や青少年団体等の参加インセンティブの仕組みの構築も重要である。

● 令和4年12月に「企業等と連携した子供のリアルな体験活動の推進について」がとりまとめられ、**国をはじめ多様な関係者が連携し、子供たちの健やかな成長に欠かせないリアルな体験活動を推進**することとしている。

事業内容

青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、教育的効果の高い自然体験活動の構築を図るとともに、多様な関係者と連携した体制を整備する。また、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する。

1～4の委託先 青少年団体、企業、自治体等

1.全国的なリアル体験活動の普及啓発事業

4百万円（3百万円）【委託：継続 H23～】

家庭や企業、社会教育団体、青少年教育指導者等が体験活動への理解を深めていくためのフォーラムなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。

件数・単価 1箇所×約1百万円、1箇所×約2百万円

2.青少年の体験活動の推進に関する調査研究事業

4百万円（5百万円）【委託：継続 H25～】

青少年の体験活動がもたらす影響など、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。

件数・単価 1箇所×約4百万円

3.教育的効果の高い長期自然体験活動の構築・普及事業

36百万円（49百万円）【委託：継続 R3～】

教育的効果の高い長期（4泊5日程度）の自然体験活動を実証を踏まえて構築し、その長期自然体験活動を他の機関へ普及を行う。

件数・単価 10箇所×約3百万円

4.企業等と連携した体験活動推進体制構築事業

20百万円（13百万円）【委託：継続 R5～】

子供たちのリアルな体験の機会充実のため、体験活動の推進に取り組む地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築を図る。

《事業内容》

- ①ポータルサイトの機能強化
・多様な主体をマッチングするポータルサイトの機能強化
・体験活動に積極的な企業、教育機関の見える化
- ②地域における推進体制の構築
・地域や企業、教育機関等、多様な主体の連携による体験活動の推進体制の構築
・多様な主体をマッチングするコーディネーターの養成

件数・単価 ①1箇所×約7百万円
②1箇所×約8百万円

5.青少年の体験活動推進企業表彰

4百万円（4百万円）【直轄：継続 H25～】

社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国に紹介する。

アウトプット（活動目標）

- ・体験活動の理解を深めるための普及啓発事業の実施。
- ・長期自然体験活動の構築・普及事業の実施。
- ・企業表彰への応募企業数、増加。
- ・多様な主体をマッチングするシステムの構築。

短期アウトカム（成果目標）

- ・体験活動に参加する保護者の意識の向上。
- ・当事業に参加する子供の参加意欲の増加。
- ・体験活動の機会を利用・提供する主体の増加。

長期アウトカム（成果目標）

当事業の成果の展開や、他の施策とも相まって、体験活動に参加する子供が増加する。

インパクト（国民・社会への影響）

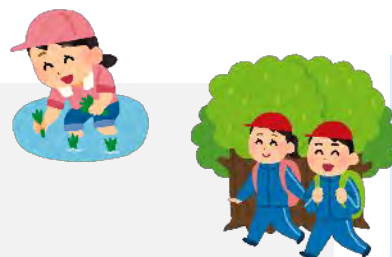
体験活動の機会が充実し、子供たちに「社会を生き抜く力」として必要な非認知能力（自己肯定感、自律性、協調性、積極性等）が育成される。

事業目的

- 子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験などの様々な体験活動を、引き続き着実に支援。
- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する活動としての体験活動の機会の充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援



（1）宿泊体験事業

①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

③教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育委員会が主催する教育支援センター等における取組に対する事業費の補助

（2）体験活動推進協議会（各都道府県・市区町村）

- ・各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助

経済財政運営と改革の基本方針2023

（R5.6.16閣議決定）

『豊かな感性や創造性を育む文化芸術、スポーツ、自然等の体験活動や（略）を推進する。』

教育振興基本計画

（R5.6.16閣議決定）

『○体験活動・交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。
- ・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』

まち・ひと・しごと創生基本方針2021

（R3.6.18閣議決定）

『子どもの生きる力を育むとともに、将来の地方へのUIターン基礎を形成するため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援する』

対象校種

小・中・高等学校等

実施主体

都道府県・市区町村

補助対象経費

諸謝金、旅費等

補助割合

国 1 / 3

現状・課題

人が自然と関わりあう中で形作られてきた棚田や里山等の文化的景観には、歴史的な時間の積み重ねがもたらした独特な美しさとともに、豊かな文化的価値が込められているが、近年の開発や農林漁村の衰退、過疎化等により、その文化的価値が保護されずに消滅しつつある状況にある。

この文化的景観の保護を図るため、都道府県又は、市区町村からの申し出に基づき、景観法で定める景観計画地区又は景観地区の中にある文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として選定しており、都道府県又は市区町村が行う修理や保存のために必要な措置に対して支援を行っている。

事業内容

● 補助対象事業

- (1) 調査事業
- (2) 保存活用計画策定事業
- (3) 整備事業
- (4) 普及・啓発事業

● 補助事業者：地方公共団体

● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2



緒方川と緒方盆地の農村景観
(大分県豊後大野市)



錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観
(山口県岩国市)

アウトプット（活動目標）

- 重要文化的景観の修理・修景等の整備事業を実施した地方公共団体の数

令和5年度	令和6年度
42	42

短期アウトカム（成果目標）

- 文化的景観の歴史的変遷等の把握
- 文化的景観の文化財としての価値の維持と向上
- 文化的景観の環境保全及び防災性能の向上

長期アウトカム（成果目標）

- 地域の風土により形成された景観地をいかしたまちづくりの推進
- 地域の魅力向上と活性化
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額
令和5年度補正予算額

5,057百万円
5,311百万円
3,647百万円



現状・課題

史跡名勝天然記念物等は本質的価値の保存が必要であり、劣化により修理や復旧が必要となった場合には速やかに処置を行わなければ損壊が拡大してしまう。

しかし、近年、経年による劣化や自然災害の増加などから総事業量が増加していることから、修理が遅れ、工期の長期化や更なる損壊が生じる状況となっている。我が国の歴史的財産として活用できるよう、その文化財としての価値を維持するため適正な周期で修理等を実施できるよう支援する必要がある。



事業内容

● 補助対象事業

（1）史跡等総合活用整備事業

- ア 復旧（保存修理）
- イ 環境整備
- ウ 活用施設整備等

（2）先端技術活用事業

- 補助事業者：所有者、管理団体等
- 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

保存と活用の一体的整備

ガイダンス施設・案内板等の整備

- ・情報発信の場の整備による史跡等の認知度及び来訪者の理解の向上
- ・多言語化により訪日外国人に対応



史跡「下野谷遺跡」のガイダンス施設整備（東京都西東京市）

保存・修理工整備

- ・適切な周期にのっとった保存整備



名勝「柴田氏庭園」の庭園修景整備（福井県敦賀市）

魅力ある活用を図るための環境の整備
観光客を呼び込み長時間滞在を実現
文化財を通じた地域の活性化の達成



史跡「黒浜貝塚」のAR設備整備（埼玉県蓮田市）

歴史的建造物の復元整備

- ・地域のシンボルの創生により住民の関心と認知度の向上
- ・観光資源としての史跡等の価値向上



史跡「高松城跡」の櫓御門復元展示（香川県高松市）

先端技術活用 （石垣調査）



特別史跡「大坂城跡」の石積測量（大阪府大阪市）

アウトプット（活動目標）

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和8年

495件(37件)

短期アウトカム（成果目標）

修理周期の適正化

適正な修理周期

概ね 30年

長期アウトカム（成果目標）

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

担当：文化資源活用課

※括弧内の件数は重要文化財等防災施設整備事業による史跡等の整備件数
文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日 文部科学大臣決定）に基づく目標値

重要文化財等防災施設整備事業

令和6年度予算額（案） 2,314百万円
（前年度予算額 1,991百万円）
令和5年度補正予算額 10,360百万円



背景・課題

文化財は次世代に継承すべき重要な国民の財産として国が保護しているものであり、火災等による滅失、震災等による毀損等が発生しないよう、防災対策を充実する必要がある。また文化財の活用にあたっては、見学者等の安全を確保する必要がある。このために必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について補助を実施するものである。（補助率：最大85%）

事業内容

【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火施設の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・城郭の**防火、耐震対策等の整備**

補助事業者：所有者、管理団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）

【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見



（R型受信機）
（光電分離式煙感知器）
高機能な自動火災報知施設を設置し、迅速に初期消火へ

初期消火



（易操作性1号消火栓）
初期消火、火災の拡大を防ぐための**消火栓施設**等

延焼防止



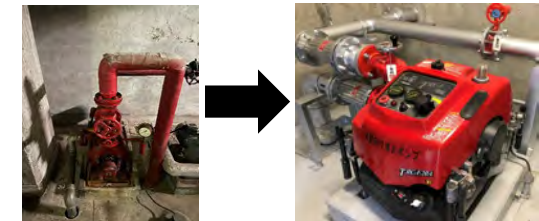
（放水銃）
近隣火災から護るための**放水銃、ドレンチャー**等

耐震対策



松江城天守の木製格子壁による補強

老朽化対策



老朽化した消火ポンプの更新

アウトプット（活動目標）

- 令和5年度末時点の進捗（国土強靱化5か年加速化対策関係）
（令和3年～5年の見込み）
- 防火対策
建造物：67件を整備（R5.3月末時点）
（令和3年度からの進捗率65%）
 - 耐震対策：72件の整備に着手（R5.3月末時点）
（令和3年度からの進捗率69%）

短期アウトカム（成果目標）

- 防火対策（令和6年度までに）
建造物：不特定多数の者が入場する世界遺産・国宝の対策進捗率100%（103件）
- 耐震対策（令和7年度までに）
不特定多数の者が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財建造物207件の内、耐震対策着手率50%（104件）

長期アウトカム（成果目標）

- 国民の宝である、国宝・重要文化財建造物や、博物館等に保管の有形文化財を、焼失・滅失、毀損から守る。
- 見学者等の安全を確保することにより、文化観光資源としての活用促進が図られる。

地域文化財総合活用推進事業 (地域文化遺産・地域計画等)

令和6年度予算額(案)
(前年度予算額)

600百万円
701百万円



現状・課題

- 文化遺産は、地域の人々に豊かさや感動を与えるとともに心のよりどころとして、地域に活力を与える国民共有の財産である。
- 過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの絆や文化財の担い手不足で、地域の文化遺産が消失の危機にある。
- 地域の文化遺産は、その適切な保存・継承とともに、地域活性化等に資する役割が再認識され、その積極的な活用が期待されている。

事業内容

○地域の文化遺産を核とした地域活性化

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援する。

件数・単価 約105件×約550万円 事業開始年度 令和元年度

補助対象事業

- 人材育成（ボランティアガイド等の育成）
- 普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）

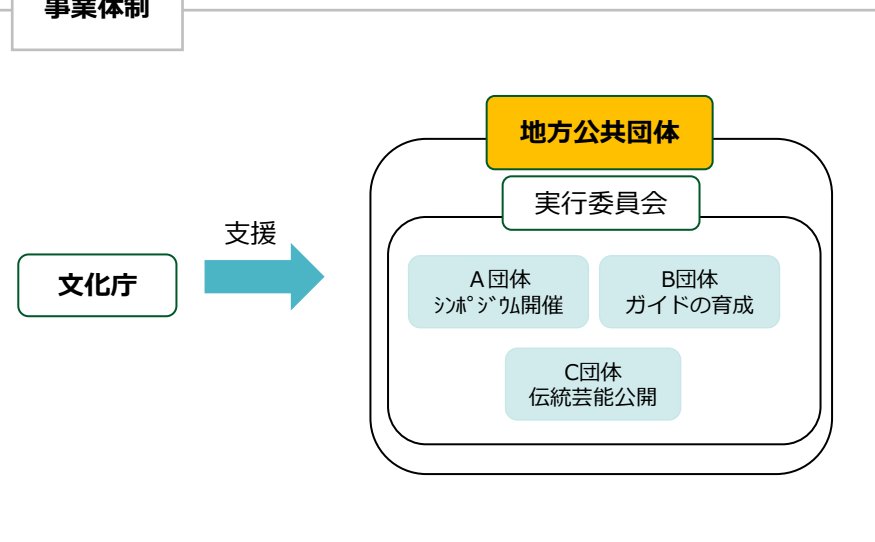
地方公共団体

実施計画を策定（本事業により実施される取組を手段として、目標を設定）

補助事業者

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

事業体制



民俗芸能大会の開催



ガイド育成講座の実施

アウトプット（活動目標）

地域文化遺産の総合的な取組や地域伝統行事等の継承に必要な取組への支援

短期アウトカム（成果目標）

地域伝統行事等への参加者数の増加

長期アウトカム（成果目標）

地域文化遺産の担い手確保

担当：参事官（生活文化創造担当）付

伝統文化親子教室事業

令和6年度予算額（案） 1,489百万円
（前年度予算額 1,489百万円）



現状・課題

次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋、五節句等の伝統文化・生活文化・国民娯楽（以下「伝統文化等」という。）を継承・発展させるため、計画的・継続的に体験・修得できる機会を地域偏在を解消しつつ提供する。将来にわたり子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することにより、子供たちの豊かな心や文化的な伝統を尊重する心の育成を図り、創造力と感性を備えた豊かな人間性を涵養する。

過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として、地域の伝統行事や芸能の担い手が減少し、継承が困難となっている状況に鑑み、これらを支える人材の育成等に繋げる。



国見町伝統文化親子体験フェスタ
（地域展開型）



戸塚書道①親子教室
（教室実施型）

事業内容

子供たちが親とともに、地域の茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化等を体験・修得するきっかけ作りや、体験・修得機会を計画的・継続的に提供する取組を支援

体験機会の提供、幅広い参加の促進

継続的・計画的な体験・修得機会の提供

伝統文化等の確実な継承・発展
子供たちの豊かな人間性の涵養

地方公共団体等が、教室実施型・統括実施型の指導者等と連携し、幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する

地域展開型 312百万円（159百万円）

事業開始年度：平成30年度

実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等

連携

地域の子供たちに計画的・継続的な体験・修得の機会を提供する

教室実施型 888百万円（1,040百万円）

事業開始年度：平成26年度

実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

体験・修得機会の地域偏在解消のため、教室実施型の取組を広域的・組織的に提供する

統括実施型 197百万円（197百万円）

事業開始年度：令和3年度

実施主体：統括団体等



○審査経費等 92百万円(92百万円)
審査業務のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う。

アウトプット（活動目標）

事業実施団体数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室実施型	3,800	3,500	3,200
統括実施型	15	15	15
地域展開型	40	45	70

短期アウトカム（成果目標）

伝統文化等を体験する子供の数の増加

- 教室実施型 70,000人
- 統括実施型 7,400人
- 地域展開型 4,500人

中期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。
- 地域展開型
地域展開型の実施によって協働した団体の数を増加させる。

長期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型
参加した子供が伝統文化等に関する活動等、継続的に伝統文化等に携わっていることを目指す。
- 地域展開型
参画した指導者、保護者、子供の数の増加

担当：参事官（生活文化創造担当）付

中山間地農業ルネッサンス事業 <一部公共>

【令和6年度予算概算決定額 41,114 (40,713) 百万円】

<対策のポイント>

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性をいかした活動の推進や各種支援事業の優遇措置等により、中山間地農業を元気にします。

<事業目標>

中山間地域の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着に対する支援を実施します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域等の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業イメージ>

中山間地農業推進対策

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業：計画策定・体制整備等を支援
 - 元気な地域創出モデル支援：具体的な取組を後押しし、優良事例を創出
 - 地域レジリエンス強化支援：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援
 - 中山間地複合経営実践支援：地域の特性を活かした複合経営の実践を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMO形成、伴走支援体制構築等を支援

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- [支援事業] 優先枠優遇措置
 - 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
 - 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
 - 農業農村整備関係事業
 - 集落営農活性化プロジェクト促進事業
 - 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
 - みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス地産地消対策
 - 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策等）

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

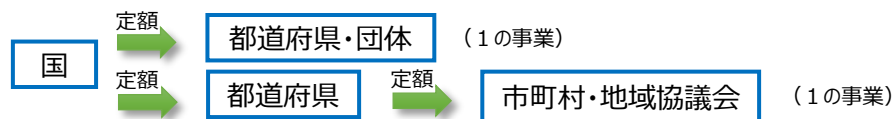
地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- [支援事業] 優先枠優遇措置
 - 多面的機能支払交付金
 - 環境保全型農業直接支払交付金
 - 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
 - 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）14

<事業の流れ>



※ 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

中山間地農業ルネッサンス事業における優遇措置等

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地域等で収益力向上や販売力強化等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
農村RMOの形成に向けて、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等を支援

採択に当たっての配慮

- 農山漁村振興交付金
中山間地域等で農山漁村発イノベーション対策、最適土地利用総合対策及び情報通信環境整備対策の取組を行う場合に審査時のポイント加算等
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資する取組を行う場合に優先的に採択
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス産地消対策
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 集落営農活性化プロジェクト促進事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大
- 農山漁村振興交付金
農山漁村発イノベーション対策のうち産業支援型において、加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）等

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
都道府県知事が特に必要と認める場合に、面積要件を適用せずに実施
- 農業農村整備関係事業
(1) 農業競争力強化基盤整備事業
 - ・農地整備事業（中山間地域型）について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
 - ・水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等における受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
- (2) 農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施

事業要件の緩和等

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
農地バンクの最低活用率要件を平地の場合40%のところを中山間地の場合15%に緩和等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件である「推進活動（環境保全型農業の技術向上や理解促進に係る活動等）」を免除

強い農業づくり総合支援交付金

【令和6年度予算概算決定額 12,052 (12,052) 百万円】

<対策のポイント>

食料生産・供給の不安定化や労働力不足等、生産構造の急速な変化に対応するための**先駆的モデル**や**農業支援サービス事業者の育成等**を支援します。また、**産地の収益力強化**と**持続的な発展**及び**食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等**を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場 [令和6年度まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで]

<事業の内容>

1. 食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた先駆的モデル等の育成

① 先駆的モデル支援タイプ

食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた新しい農業のモデルを創出していくため、**安定的な生産・供給等を実現しようとする先駆的モデルの育成**を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の提供に必要な**農業用機械の導入**を支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な**産地基幹施設等の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進に必要な施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

品質・衛生管理の強化等を図る**卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等**に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

<事業の流れ>

定額、1/2以内

1/2以内等

1/2以内等

1/2以内等

農業者等 (1の事業)

農業者等 (2、3の事業)

【お問い合わせ先】

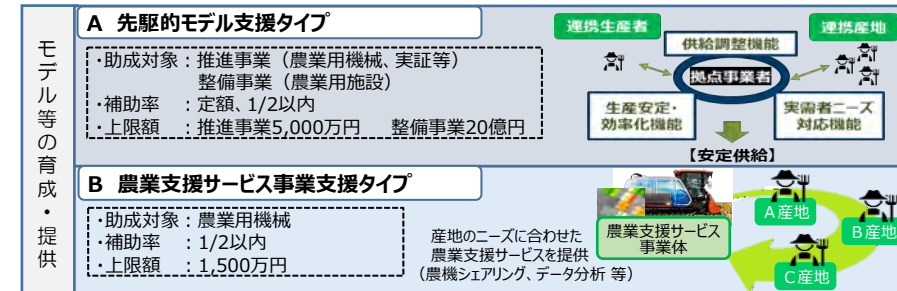
(1①、2の事業)

(1②の事業)

(3の事業)

<事業イメージ>

【国直接採択】



【都道府県向け交付金】



農産局総務課生産推進室

農産局技術普及課

新事業・食品産業部食品流通課

(03-3502-5945)

(03-6744-2221)

(03-6744-2059)

環境保全型農業直接支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 2,641 (2,650) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,550 (2,537) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 91 (104) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

※事業評価のため実施していた調査委託については前年度限りで終了。

<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ **全国共通取組** 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 業 注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注2)} に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロープ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種 ^{注3)}	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800



注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるものではありません。

注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

▶ **地域特認取組** 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）
※交付単価は、都道府県が設定します。

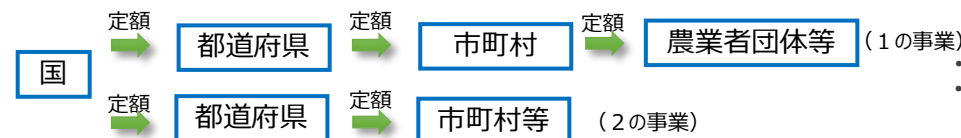
【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

- ❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
- ❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499) 17

<事業の流れ>



集落営農活性化プロジェクト促進事業

【令和6年度予算概算決定額 250（290）百万円】

<対策のポイント>

多様な農業人材からなる集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援

多様な農業人材からなる集落営農の活性化に向け、地域の状況を踏まえたビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。（支援期間：最長3年）

① ビジョンづくりへの支援

多様な農業人材からなる集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

② 具体的な取組の実行への支援

ア 具体的な取組の中核となる人材等を確保するため、新たな農業人材等を用いる経費（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】

イ 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費【定額】

ウ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費【定額（25万円）】

エ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費【1/2以内】

2. 関係機関によるサポートの取組を支援

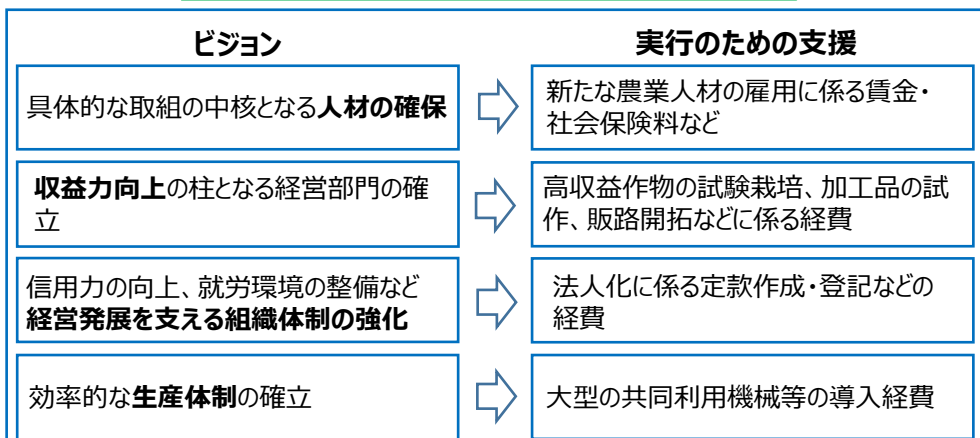
集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

<事業イメージ>

課題

集落営農の構成員の高齢化が加速する中で
・先進的な技術等の知見や多様な発想力による新たな取組の展開
・集落営農の運営に不可欠な人材の雇用や経営基盤の強化
などにより、適切な農地利用と農業の持続的な発展を図る必要

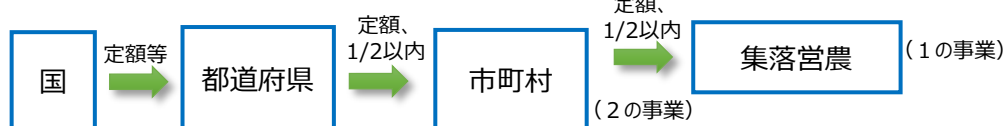
課題を乗り越えるための集落による取組（例）



普及組織、JA、市町村等が集中的にサポート

- ・経営状況等の分析
- ・取組の提案、話合いのサポート
- ・連携先の紹介・調整
- ・栽培技術等の指導 等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 (03-6744-0576) 18

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和6年度予算概算決定額 4,613 (4,891) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 3,000百万円)

<対策のポイント>

農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等を加速するために、**目標地図の実現**に向けて地域内外から受け手を幅広く確保し、農地バンクを経由する農作業受委託を含め、**貸借を強力に推進する取組**や、**目標地図に受け手が位置付けられていない農地を集約化し、当該農地を引き受けやすくする取組**を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業 4,013 (4,291) 百万円

農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員等による**事業推進**に係る経費を支援します。また、**遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備**を行う取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

2. 機構集積協力金交付事業 600 (600) 百万円

【令和5年度補正予算】3,000百万円

農作業受委託も含めて、地域のまとまった農地を農地バンクへ貸し付け、**農地の集積・集約化の取組**や、農地の集積・集約化に併せ**受け手が位置付けられていない農地を引き受けやすくする取組**など農地バンクを経由して農地を貸し付ける取組を行う**地域に対し協力金を交付**します。

<事業イメージ>

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

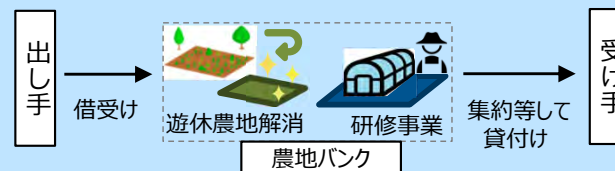
地域計画（目標地図）に基づく農地の集積・集約化



- ・市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として明確化
- ・農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- ・農地バンクが、目標地図の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、目標地図に位置付けられた者に農地の集約化等を実施
- ・農地バンクが設定する目標等を踏まえ活動を支援

<中間保有の強化>

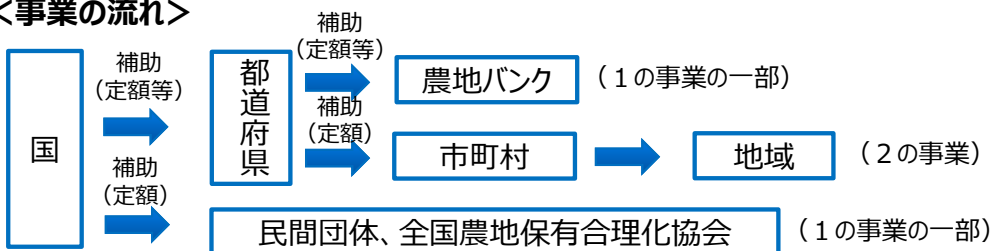
- 農地バンク自らが遊休農地を解消し、積極的な借受・転貸を行う取組を支援
- 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援



<農地集積・集約化の加速>

- 地域計画（目標地図）に基づき、
 - ① 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援【1.3万円～3.4万円/10a】（地域集積協力金）
 - ② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組【1.0～3.0万円/10a】や**集約化の取組に併せ受け手が位置付けられていない農地を引き受けやすくする取組**【0.5万円～1.5万円/10a】を支援（集約化奨励金）

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局農地政策課 (03-3591-1389)

中山間地域等直接支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

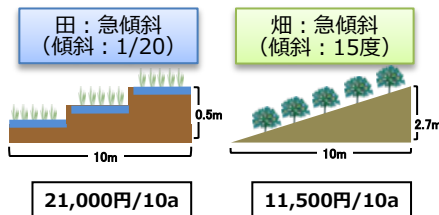
1. 中山間地域等直接支払交付金

25,800 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し**、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



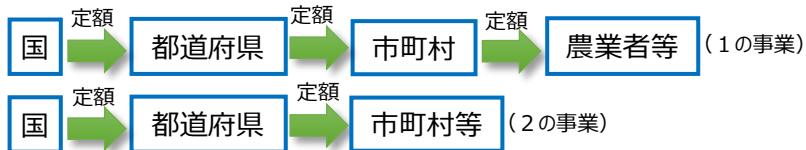
「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	
	3,000円 (地目にかかわらず)

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359) 20

<対策のポイント>

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人 [令和7年度まで]）等

<事業の全体像>

農山漁村発イノベーション対策

しごと 活力

農山漁村発イノベーション推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

地域活性化型



地域活性化のための活動計画づくり※

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

農山漁村発イノベーション創出支援型



地域資源を活用した新商品開発

農泊推進型



景観等を利用した高付加価値コンテンツの開発

農福連携型



障害者等の農産物栽培技術の習得

農山漁村発イノベーション整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

(関連事業)
農山漁村発イノベーション委託調査事業

定住促進・交流対策型、産業支援型



農林水産物加工・販売施設の整備



集出荷・貯蔵・加工施設の整備



古民家等を活用した滞在型施設の整備



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

都市農業機能発揮対策

活力

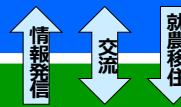
都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援

都市部

農山漁村地域



情報通信環境整備対策

しごと くらし

インフラ管理やスマート農業等に必要の情報通信環境の整備を支援します。



通信施設の整備

中山間地農業推進対策

くらし

収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。



高収益作物の導入



農村RMO形成に向けた取組



栽培技術のeラーニング

最適土地利用総合対策

土地利用

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援します。



土地利用構想の作成



農地の粗放的利用

山村活性化対策

活力

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



山菜を利用した商品開発

中山間地域等

コミュニティの維持と農山漁村の活性化・自立化

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成及び実地研修による技術力向上、農業・農村の情報発信等を支援します。
- ② 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援します。

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

（関連事業）農山漁村発イノベーション委託調査事業

農山漁村発イノベーション推進に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

① 地域活性化型



地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

② 農山漁村発イノベーション創出支援型



地域資源を多分野で活用した商品・サービスの開発

③ 農泊推進型



景観等を活用した観光コンテンツの開発

④ 農福連携型



障害者等の農産物栽培技術の習得や専門人材の育成等

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

① 定住促進・交流対策型 産業支援型



農林水産物直売所の整備



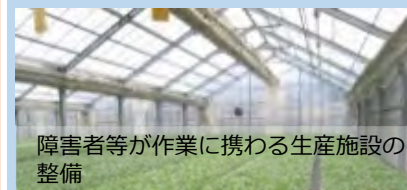
集出荷・貯蔵・加工施設の整備

② 農泊推進型



古民家等を活用した滞在型施設の整備

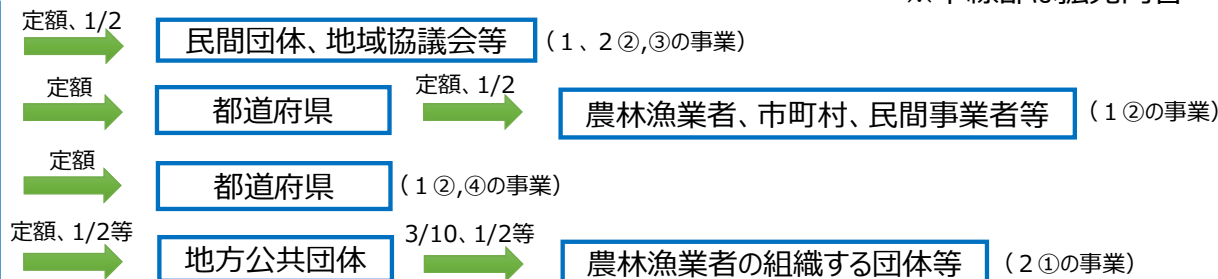
③ 農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

<事業の流れ>

※ 下線部は拡充内容



農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、**地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけ**をつくり、**農山漁村について広く知ってもらう**ことを入口に、**農的関係人口の創出、二拠点居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進**します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ**等を通じた**地域の活動計画策定**を支援します。
- ② **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用**等を支援します。
【事業期間（交付期間）：3年間（2年間※）、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等※）】

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。



地域の活動計画の策定
（ワークショップの開催）



体制構築及び実証活動
（高齢者の移動確保）

2. 農山漁村関わり創出事業

- ① 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、**農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築**する取組等を支援します。
- ② 農山漁村の**地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成**及び**専門的な技術習得に向けた実地研修**等を支援します。

【事業期間：上限2年間等、交付率：定額（上限：6,000万円/年かつ2か年8,500万円※等）】

※①の農山漁村体験研修の実施の場合。



農山漁村の多様な活動への参加



農村プロデューサー
養成講座の風景

3. 農山漁村情報発信事業

農山漁村のポテンシャルを引き出して**地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の横展開**や、**農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値**について、**主に若年層等を対象とした理解醸成等**のための**情報発信の取組**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】



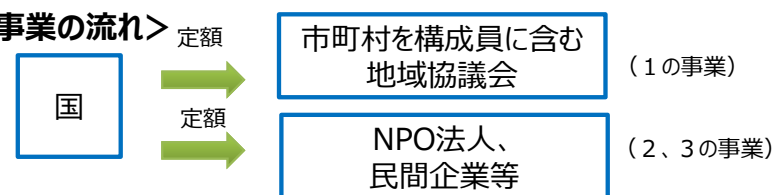
WebサイトやSNSによる
優良事例の情報発信



農業農村の多様な価値の理解醸成

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1の事業、2①の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (2②の事業) 農村計画課 (03-3502-6001)
- (3の事業のうち優良事例の横展開) 都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (3の事業のうち理解醸成等) 鳥獣対策・農村環境課 (03-6744-0250)

農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- （支援対象の取組）
- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
 - ② 新商品開発・販路開拓の取組
 - ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
 - ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
 - ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

2. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題を抱える事業者等に対する中央プランナー等の専門家派遣の取組や高度なデジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材（デジタル人材）の派遣等を支援します。
- ② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

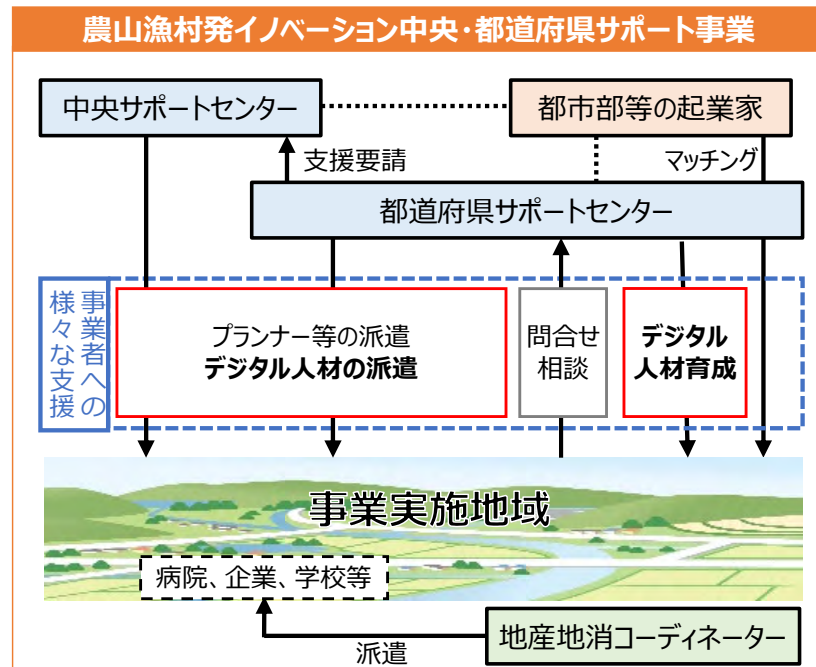
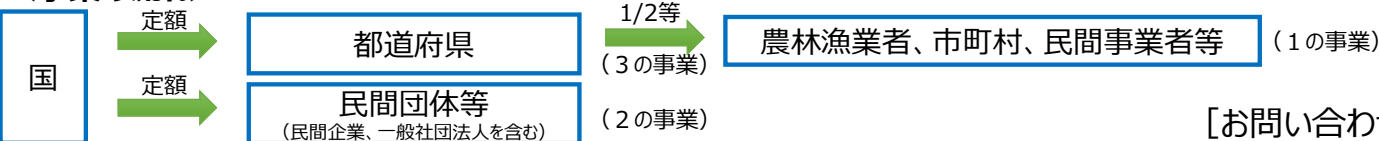
【事業期間：1年間、交付率：定額】

3. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者等への専門家派遣やデジタル人材の派遣、地域におけるデジタル人材の育成の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）

農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

（※農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組を支援対象に追加）

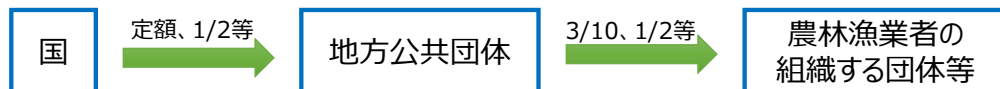
なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2
- ※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定、農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定が必要



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

- （1の事業） 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)
- （2の事業） 都市農村交流課 (03-6744-2497)

農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。

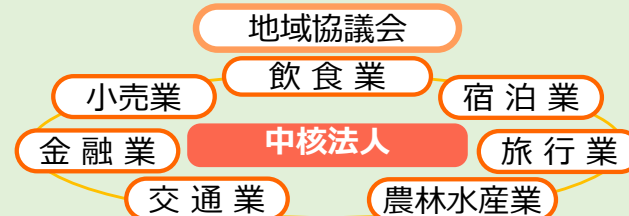
<事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人 [令和7年度まで]）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保等**を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

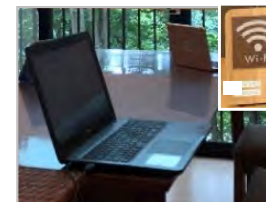
② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査等**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



Wi-Fiの環境整備

専門家の派遣・指導

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】

（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

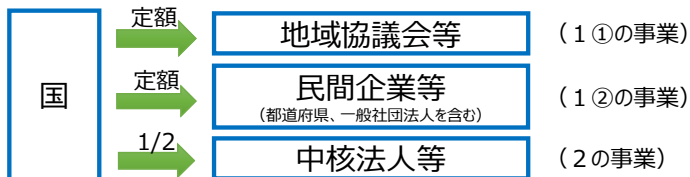
② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】



古民家等を活用した滞在施設の整備

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030）

農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、**障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設**、**障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、**都道府県による専門人材育成の取組等**を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の**農林水産業に関する技術習得**、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、**移動式トイレの導入**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（簡易整備、高度経営、介護・機能維持の場合は上限150万円、経営支援の場合は上限300万円、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額にそれぞれ40万円加算）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な横展開に向けた取組**、**農福連携の定着に向けた専門人材の育成等**を支援します。

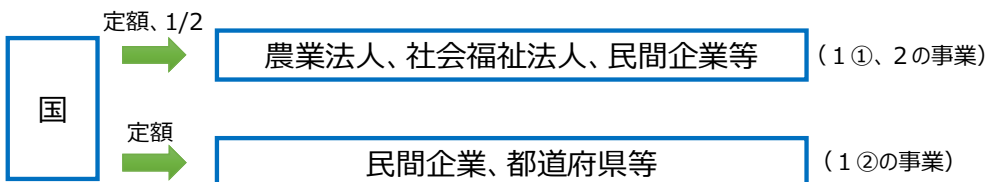
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設**、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（簡易整備の場合は上限200万円、高度経営の場合は上限1,000万円、経営支援の場合は上限2,500万円、介護・機能維持の場合は上限400万円）】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

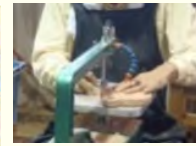
① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖龍補修・木工技術習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の開設

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

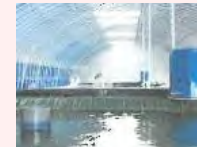
2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）



農産生産施設（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

【令和6年度予算概算決定額 8,389 (9,070) 百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域等の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>



<事業イメージ>

1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上 <small>高収益作物導入</small> 	イ 販売力強化 <small>高糖度栽培技術の導入</small> 	ウ 農用地保全 <small>棚田の保全</small> 
エ 複合経営 <small>ミニトマト栽培と加工品の開発</small> 		オ 生活支援 <small>買物支援・見守り</small> 



デジタル技術の導入・定着

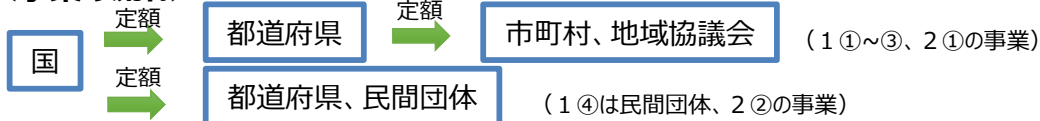
	
《栽培技術のeラーニング》	《テレビ画面で買い物支援》

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援 			② 農村RMO形成伴走支援 	
農用地保全	地域資源活用	生活支援	全国規模の研修会、中間支援組織による人材育成研修	

※対象地域：8法指定地域等

<事業の流れ>



社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化
（デジタル田園都市国家構想の実現を後押し）

「くらしづくり」を推進
農村の

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和6年度予算概算決定額 8,389 (9,070) 百万円の内数】
 (令和5年度補正予算額 525百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数 (100地区 [令和8年度まで])

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策【①、③、④は令和5年度補正予算含む】

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率(上限)：<ソフト> 定額(1,000万円/年、粗放的利用支援(※) 1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年)、<ハード> 5.5/10 等】

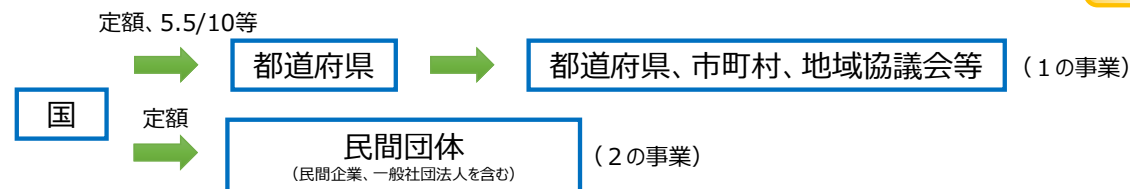
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業【令和5年度補正予算】

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施


 【地域ぐるみでの話し合い】


 【土地利用構想の概定】


 【農用地保全の実証的な取組】


 放牧

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施


 【土地利用構想図の策定】


 伐根・整地


 水路の補修・整備


 【農業用ハウスの整備】


 【鳥獣緩衝帯】


 【蜜源作物の作付け】


 【計画的な植林】


 【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)

農山漁村振興交付金のうち 情報通信環境整備対策

【令和6年度予算概算決定額 8,389 (9,070) 百万円の内数】

<対策のポイント>

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

<事業目標>

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（50地区 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 計画策定事業

① 計画策定支援事業

情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。

② 計画策定促進事業

事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

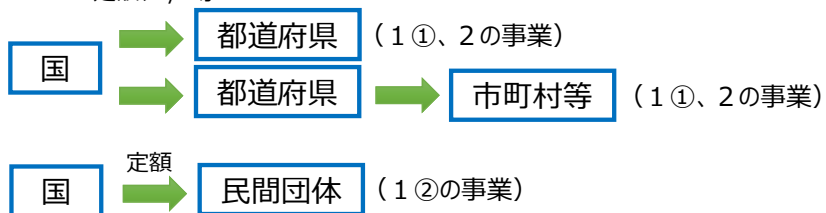
2. 施設整備事業

① 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。

② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。

<事業の流れ>

定額、1/2等



情報通信施設

光ファイバ

無線基地局

鳥獣害センサー

ドローン

水センサー

監視カメラ

農業用ダム

ため池

公衆無線LAN

自動走行農機

選果場

ハウス環境計測

農作業体験施設

頭首工

農業集落排水

排水機場

自動給水栓

マルチセンサー (気温、湿度等)

居住エリア

既設光ファイバ

事務所から施設を監視・制御

自宅から農地を監視

(情報通信施設の活用例)

光ファイバ

無線基地局。地域の取組内容に応じて適切な通信規格 (LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等) を選定。

農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する利用

スマート農業の実装に関する利用

地域活性化に関する利用

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-6744-2209)

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和6年度予算概算決定額 9,900 (9,603) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 4,900百万円)

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大への取組**等を支援します。
 また、森林における**林業関係者等のシカ捕獲への参画促進**や**国有林野におけるシカ捕獲等**を実施します。

<政策目標>

- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加 (42,110人 [令和5年度] → 43,800人 [令和7年度まで])
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増 (4,000t [令和7年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900 (9,603) 百万円

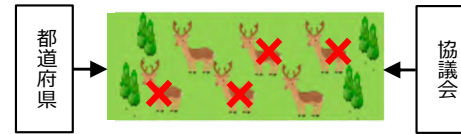
- ① 鳥獣被害防止総合支援事業【令和5年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強化**等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和5年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成や**狩猟組織の体制強化**、ジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組**等を支援します。
- ⑤ **シカ特別対策**【令和5年度補正予算】
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援】



【捕獲等の強化】

- ① **シカの個体数減少に向けた取組**
被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する総合的な取組を支援【令和5年度補正予算】



- ② **効率的な柵の設置に向けた支援**
広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化【令和5年度補正予算含む】



【ジビエ利活用拡大に向けた取組】

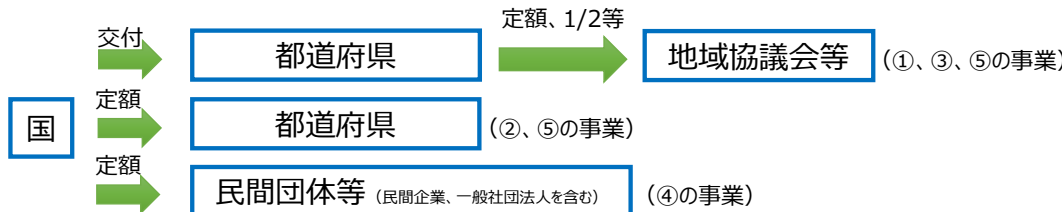
- ① **広域搬入の推進**
捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた支援を実施



- ② **ジビエの情報発信強化**
ジビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の制作等を通じた情報発信の強化【令和5年度補正予算】



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 48,589 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,602) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等





資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等





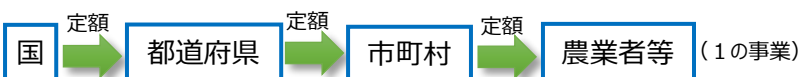
実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【交付単価】 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

- 〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕
- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
 - ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
 - ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

<事業の流れ>



【加算措置】 (円/10a)

	項目	都府県		北海道	
		田	畑	田	畑
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	400	240	320	80
水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	400		320	

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197) 32

<対策のポイント>

競争力強化のための水田の汎用化・畑地化や農地の大区画化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、ため池の防災・減災対策や流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備 (農業競争力強化対策)

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、水田の汎用化・畑地化や農地の大区画化等の基盤整備を推進します（高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費等を併せて交付）。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築等を推進します。

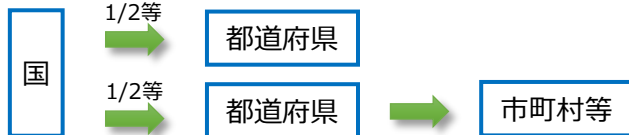
2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理、防災・減災対策 (国土強靱化対策)

農業水利施設の更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策等を推進します。

3. 農村整備 (田園回帰・農村定住促進)

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、農道や集落排水施設、地域資源活用施設の整備等を推進します。

<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<事業イメージ>

1. 農業競争力強化対策

- 高収益作物・畑作物への転換
 
- 農地の大区画化
 

2. 国土強靱化対策



3. 田園回帰・農村定住促進

- 情報通信環境の整備 (関連事業)
 
- 農道の整備
 
- 農業集落排水施設の整備
 

農業競争力強化基盤整備事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 67,795 (63,319) 百万円】

(令和5年度補正予算額 89,104百万円)

<対策のポイント>

農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の更新・長寿命化等を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、水利用の効率化、水管理の省力化等を推進します。

<政策目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上 [令和7年度まで]）

<事業の全体像>

1. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化等を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

3. 水利施設整備事業

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化を図ります。

4. 畑地帯総合整備事業

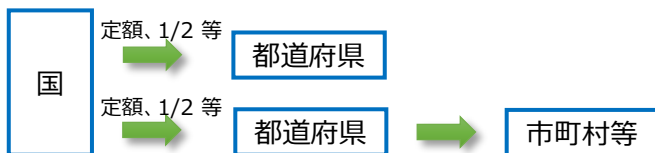
畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

農業競争力強化を図るための基盤整備



【お問い合わせ先】 (1、2の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
(3、4の事業) 水資源課 (03-3502-6246)

<事業の流れ>



農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、「田んぼダム」の取組や病害虫対策等を含め、地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備
 - 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
 - ※土層改良にバイオ炭を使用することが可能
- ・調査調整
 - 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導
 - 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
- ・補助率：50%等

③水田貯留機能向上支援（定額助成）

- ・水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構等

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価※ 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	25万円/10a (42万円/10a)	()は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	6万円/10a (22万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万5千円/100m	
暗渠排水	バックホウ	19万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 +3万円/10a ○実施設計(外注) +1万5千円/10a
	トレンチャ	12万円/10a	
	掘削同時埋設	10万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	20万5千円/100m	
末端 畑かん施設		18万5千円/10a (29万円/10a)	()は樹園地の場合
明渠排水	バックホウ	1.5万円/100m	
客土	層厚10cm以上	26万円/10a	
除礫	深度30cm以上	23万5千円/10a	

注) 担い手に集約化(面的集積)する農地については、助成単価を2割加算(明渠排水を除く)



農山漁村地域整備交付金 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 76,999 (77,390) 百万円】

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64% [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。

- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに交付金の配分**が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業イメージ>

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



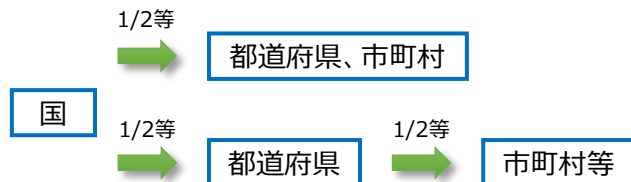
津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（農業農村分野）農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
 （森林分野）林野庁計画課（03-3501-3842）
 （水産分野）水産庁防災漁村課（03-6744-2392）

農地耕作条件改善事業

【令和6年度予算概算決定額 19,843 (20,043) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、**麦・大豆の増産に必要な取組等**をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



スマート農業導入の支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策



1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、**高収益作物への転換**に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、**スマート農業の導入**について支援します。

4. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。

5. 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「**田んぼダム**」の実施に必要な**基盤整備**を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のための**ゾーニング**に必要な**交換分合**や**基盤整備**を支援します。

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）

※整備農地周辺の**未整備農地**を整備する場合、**農地整備・集約推進費**の活用が可能（1、2の事業）

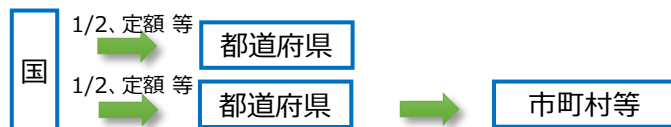
※**高収益作物の転換割合**に応じ、**高収益作物導入促進費**の活用が可能（2の事業）

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、**高収益作物導入推進費**の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



農地耕作条件改善事業（1/3）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進するとともに、生産効率を向上させ、高収益作物等の営農定着に必要な取組を支援することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、スマート農業の導入促進、麦・大豆の生産拡大等に向け、ハードとソフトの両面から機動的に支援。

実施要件

- ・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・事業費200万円以上 ・農業者2者以上 ・使用する型の目標に沿った計画策定などが必要

① 地域内農地集積型

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成

- （ハード）区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備※1
（ソフト）単年度当たり300万円迄の条件改善推進費 等

定率助成※2

- （ハード）農業用排水施設、暗渠排水、土層改良※3、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備、ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
（ソフト）条件改善促進支援、農地整備・集約推進費 等

- ※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R5年度単価は、区画拡大（25万円/10a等）、暗渠排水（19万円/10a等）など
- ※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など
- ※3 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（①～⑥の事業型共通）

② 高収益作物転換型

地域内農地集積型の支援内容に加え、高収益作物転換のための計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着まで必要な取組を支援します。

【実施要件】 受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

定額助成

- （ハード）①地域内農地集積型の定額助成メニュー
（ソフト）条件改善推進費、高収益作物への転換支援※4、新植・改植及び幼木管理支援、早期成園化、経営の継続・発展支援※5、園芸作物モデル産地形成支援※6 等

定率助成

- （ハード）①地域内農地集積型の定率助成メニュー、小規模園地整備（盛土、園内道整備等）
（ソフト）条件改善促進支援、高収益作物の導入支援※7、高付加価値農業施設の設置、機械作業体系導入支援、農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費 等

- ※4 単年度あたり300～500万円迄を支援
高収益作物転換プラン作成支援（最大2年間）、高度な技術指導（施設園芸における地中熱ヒートポンプ（浅層採熱方式）の導入など、先進技術の導入のための専門家による技術指導に係る経費の支援）、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等
- ※5 大苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援 等
- ※6 実需者ニーズに対応した品種の導入試験、GAP・トレーサビリティ手法の導入 等
- ※7 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース 等

きめ細かなハード整備



畦畔除去



水路の更新



高付加価値農業施設の設置



実証ほ場

農地耕作条件改善事業（2/3）

③ スマート農業導入推進型

スマート農業に必要なGNSS基地局の設置とスマート農業の導入に必要な基盤整備等を支援します。

スマート農業導入推進支援助成内容

(ハード) GNSS基地局の整備 (必須)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー

(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援、条件改善促進支援等 (定率)



GNSS基地局設置



自動操舵システム導入

④ 病害虫対策型

病害虫は一度まん延すれば地域農業に甚大な被害を及ぼすため、その発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】 植物防疫法に基づく発生予防情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

病害虫対策のための土層改良

(ハード) 反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水 (定額)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー

(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、条件改善促進支援 (定率) 等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

【事業実施区域・要件】 ・流域治水プロジェクト、治水協定等が策定され、流域治水対策を実施する地域

・地区内の5割以上の面積での「田んぼダム」の実施

「田んぼダム」実施に向けた整備

(ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置 (定額)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー

(ソフト) 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、堰板購入等 (単年度当たり300万円迄)、条件改善促進支援 (定率) 等



排水柵と堰板の整備

⑥ 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けて、ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

【事業実施区域】 農地中間管理事業を重点的に実施する区域等及びその周辺農地

多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた基盤整備

(ハード) 粗放的農地利用整備 (用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等)(定額)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー

(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、条件改善促進支援 (定率) 等



粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（3/3）

[農地整備・集約推進費] (①地域内農地集積型・②高収益作物転換型)

- 基盤整備が進んだ地域に**取り残された未整備農地**は、周囲と比較し条件が悪いことから担い手が引き受けられず、結果として荒廃農地となって害虫や鳥獣被害の発生源となる等周辺の担い手の経営環境にも負の影響を及ぼすおそれが高いが、**周辺の担い手に集約しやすい立地条件**にあり、**基盤整備によって担い手へ集約**することで、**地域全体として、農業生産性が一層向上**することが期待される。
- このような未整備農地で実施する農地耕作条件改善事業の**農業者負担**に対し、**農地整備・集約推進費を交付**することにより、担い手への集積・集約化を一層推進する。



事業内容： 地域内農地集積型、高収益作物転換型を対象に定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5% (全額国費) を交付。

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

- 実施要件：**
- ・過去に国費投入された地区に隣接し、過去に国費投入された農地に占める新たに整備する農地の割合が1/3以下となること
 - ・以下の①又は②の期間が15年以上の農地
 - ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
 - ・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。
 - ・本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと
 - ・次世代農業発展計画の作成

[高収益作物導入促進費] (②高収益作物転換型)

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化をすすめ、畑作物、なかでも、**野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要**である。
- 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、**ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率**に応じ、**高収益作物導入促進費を交付 (国費負担：50%等)**することにより、高収益作物への転換を強力に推進する。
- ※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%～50%	10.0%
30%～40%	7.5%

[推進費・促進費を活用する場合のガイドライン]

通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

上記を活用する場合のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営 改良区営	50%	15%	22.5%	12.5%

※標準的な負担割合
なお、北海道、沖縄県、奄美、離島、中山間地域等については、別の負担割合を設定

<対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

<事業目標>

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha [令和7年度まで]）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備（渇水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。） 、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。

4. 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

施設情報整備・共有化対策

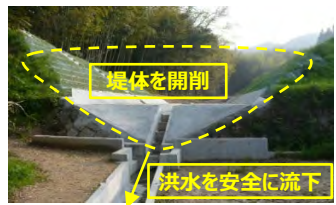


施設情報等のGIS化

機動的な防災減災対策



ため池の整備



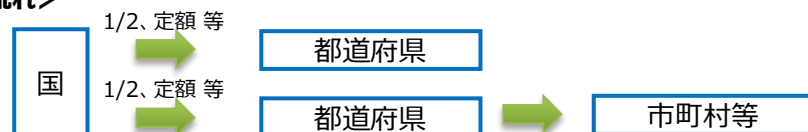
洪水を安全に流下
ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

防災課 (03-6744-2210)

設計課 (03-6744-2201)

地域整備課 (03-6744-2209)

中山間地域農業農村総合整備事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 4,534 (4,929) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 1,435百万円)

<対策のポイント>

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の一体的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

1. 農業生産基盤整備

- 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- 国土保全のための農用地保全施設
- 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

2. 農村振興環境整備 (1に付帯して実施)

- 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- 高収益作物の導入に必要な農業施設
- 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

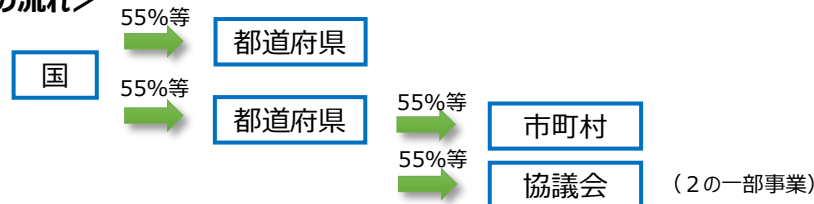
【実施要件】

- 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上
(生産・販売施設等※2と一体で実施する場合は5ha以上)
- 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
 ※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200) 42

<対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

<事業目標>

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

<事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

(施設の整備・更新に当たり、集排汚泥資源の農地還元率100%を達成することを目標として定めた場合に、調査計画策定費を定額で支援します。)

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

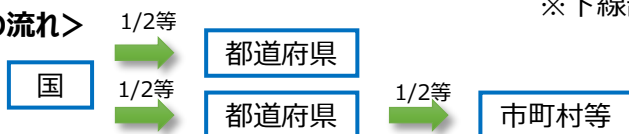
(電力供給対象施設に温室や農機具格納庫等スマート農業に資する農業用施設を追加します。)

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設
(太陽光発電施設)



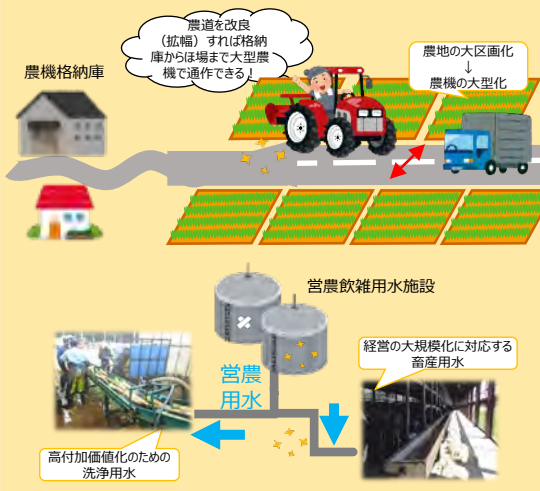
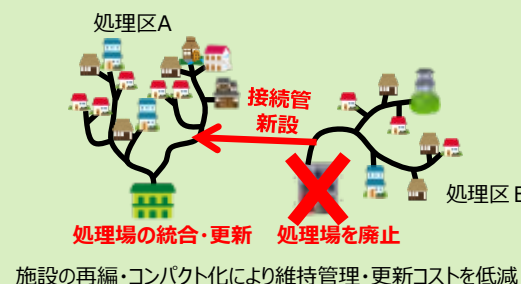
集落防災安全施設
(土砂崩壊防止施設)

農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等

農村インフラの高度化

生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



農村地域防災減災事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 38,101 (41,119) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 39,335百万円)

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定 (調査計画事業)

- 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備 (整備事業)

- 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- 湛水防除を行う事業において、畑を対象とする場合の、受益面積要件を引き下げ

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>

1/2、定額等

→

都道府県

国

1/2、定額等

→

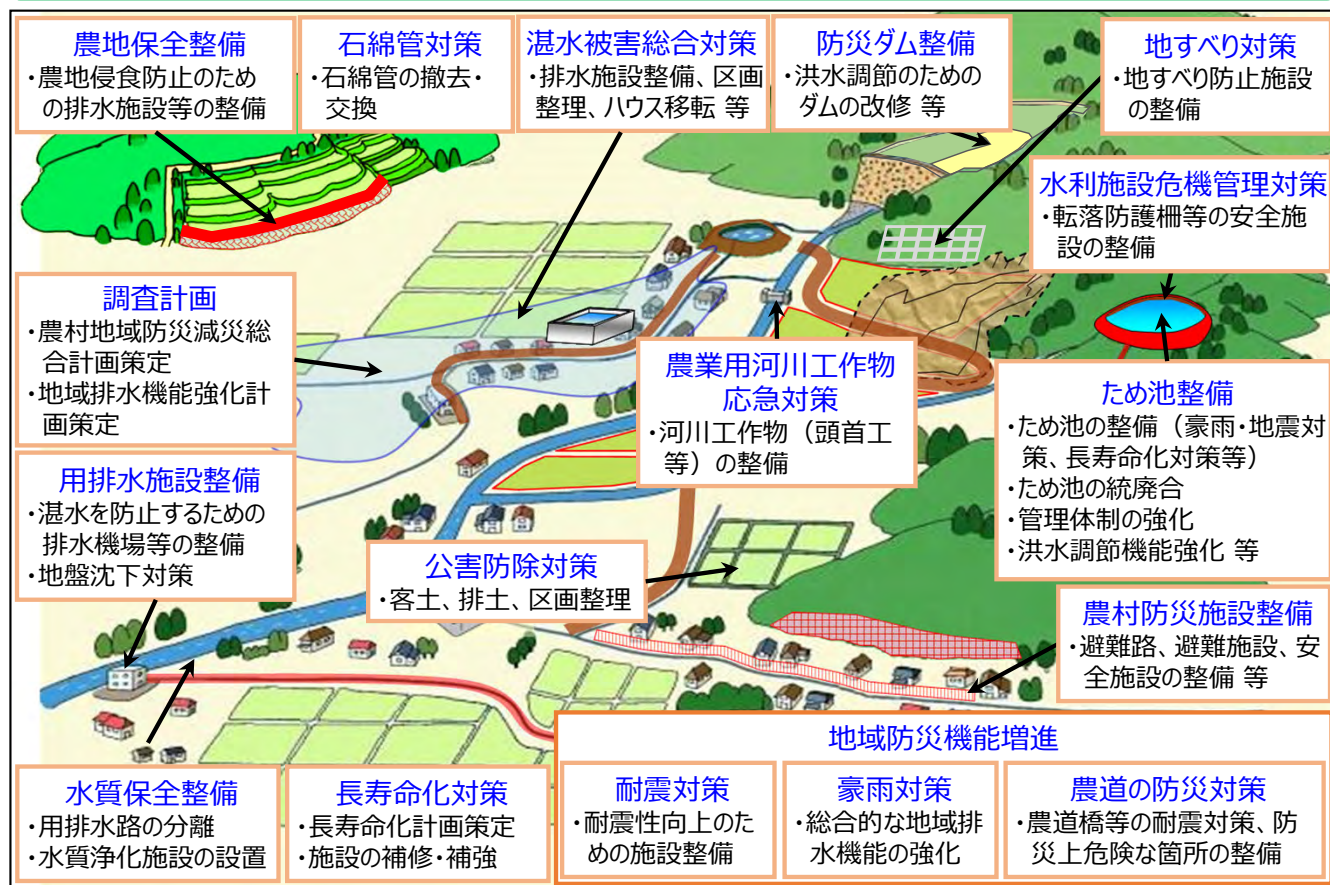
都道府県

→

市町村等

<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



[お問い合わせ先] 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

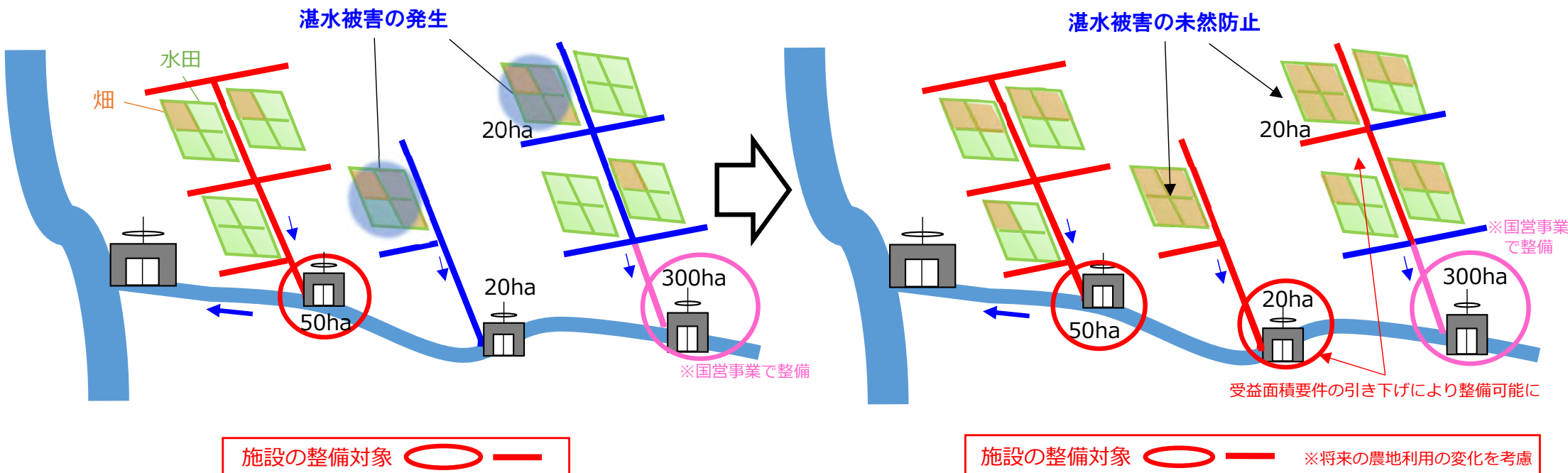
農村地域防災減災事業（湛水防除）（拡充）

～食料安全保障の強化に対応した排水対策～

- 食料安全保障の強化に向けて、水田の更なる畑地化が見込まれる一方で、水稻と比較して畑作物は湛水被害を受けやすいことから、排水対策を推進する必要がある。
- このため、湛水防除を行う事業において、畑を対象とする場合の受益面積要件を30haから20haに引き下げ、将来の畑地化の進展を見据えた施設整備を行い、農地等の湛水被害の未然防止を図る。

1 事業内容

湛水被害を生ずるおそれのある地域において、将来の農地利用の変化を考慮した上で湛水被害を未然に防止するための農業用排水施設の整備を実施。



2 実施要件等

受益面積 湛水防除を行う事業：30ha以上（ただし、畑を対象とする場合は20ha以上※）

※事業完了予定年度の5年後に想定される面積とすることができる。

3 事業主体・補助率

- ・事業実施主体：
都道府県、市町村、
土地改良区等
- ・補助率：50%等

直轄地すべり対策事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 720（720）百万円】

<対策のポイント>

農地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の保全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の**地すべり防止工事を推進**します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

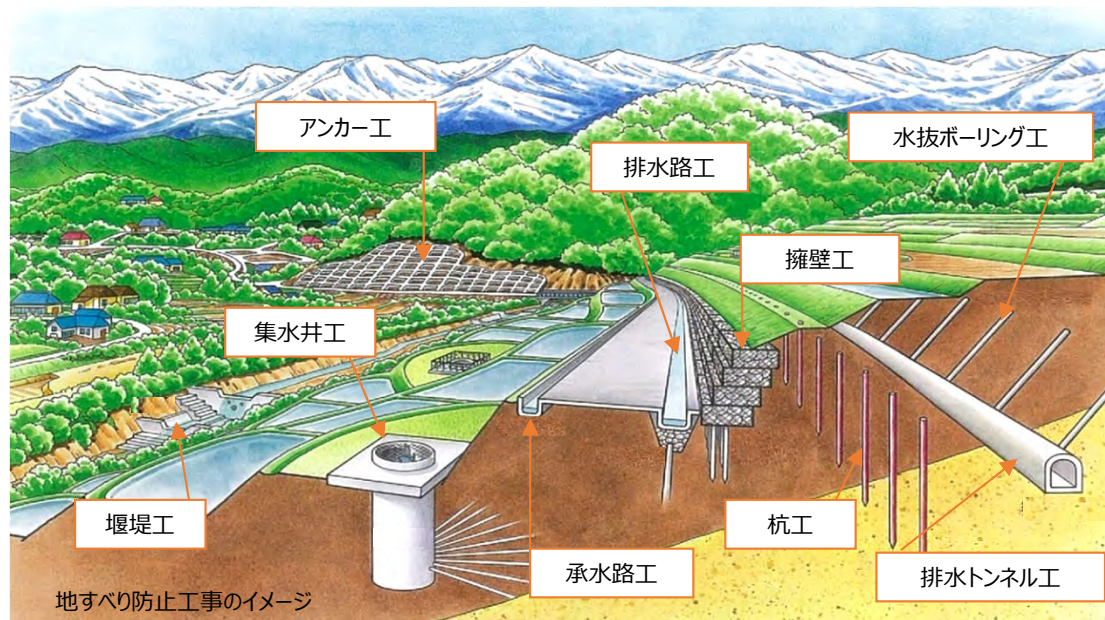
<事業イメージ>

地すべりによる被害を除去・軽減するため、地表水・地下水の排除、土留工、侵食防止工等の**地すべり防止工事を実施**します。

【実施要件】

- ・ 規模が著しく大きいもの（おおむね50億円以上）
- ・ 高度の技術を必要とするもの
- ・ 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- ・ 都道府県の区域の境界にかかるもの

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊とは異なり、地下水等に起因して土地の一部がずべる現象のこと。



<事業実施主体>

国（国費率：2/3）

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-3502-6430）

治山事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 62,351 (62,291) 百万円】
【令和5年度補正予算額 26,800百万円】

<対策のポイント>

豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、**流木対策**や**機能強化対策**の充実など、**多様化する災害に対応した治山対策**を図るとともに、**流域治水との連携拡大**や**生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)** 等の強化により、**国土強靱化に向けた取組を推進**します。

<事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加

<事業の内容>

1. 多様化する災害に対応した治山対策の推進

- ① 流木災害の頻発・多様化を踏まえ、**各事業で実施可能な流木対策メニューを充実し対応力を強化**することにより、被害の防止・軽減を図ります。
- ② レーザ計測等を活用した調査と工事を一体的に行う**山地災害重点地域総合対策事業において、山地災害危険地区の点検も可能**にし、効率的な対策を推進します。
- ③ 災害の広域化や復旧期間の長期化等を踏まえ、**災害復旧事業に引き続き実施する事業の実施期間の設定条件を見直し**ます。

このほか、農山漁村地域整備交付金において、

- ④ 局地的な大雪の発生や被害が懸念される中、**林地荒廃防止事業の対象地域に特別豪雪地帯を追加し、積雪地域の治山対策を強化**します。
- ⑤ 学校や病院等の**公共施設を保全する治山施設の機能強化対策を強化**します。

2. 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) 等の強化

- ① 流域保全総合治山事業において、**流域治水との連携拡大に資する2級水系に対応した要件**や森林の循環利用に資する**木材利用を必須とする要件を追加**します。
- ② 海岸防災林の機能の適切な発現・強化のため、防災林造成事業において、**生育基盤盛土の整備が対象であることを明確化**します。

※ このほか、治山事業におけるICT化を推進するとともに事業実施主体の事務負担を軽減するため、**ICT施工の導入に伴う設計書の変更協議を簡素化**します。

<事業の流れ>



※ 国有林や民有林のうち大規模な山腹崩壊地等においては、直轄で実施

<事業イメージ>

○多様化する災害に対応した治山対策の推進



頻発・多様化する流木災害

機能強化対策の強化

積雪地域の治山対策の強化

○生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) 等の強化



2級水系への流域治水の連携拡大とEco-DRRの強化

【お問い合わせ先】 林野庁治山課 (03-6744-2308)

森林・山村多面的機能発揮対策（継続）

【令和6年度予算概算決定額 851,082（1,020,025）千円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、**地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援**します。

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割 [令和8年度まで]）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

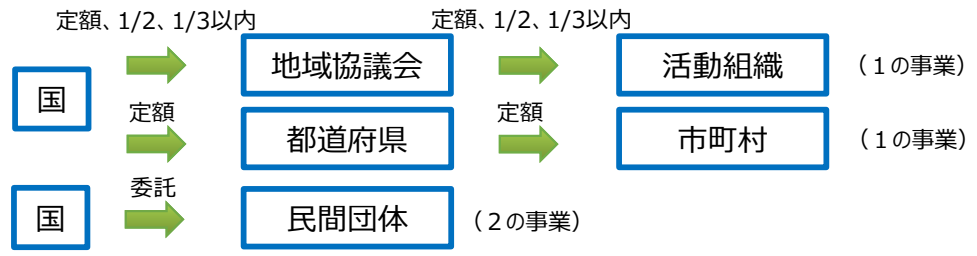
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 **840,000 千円**

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する**活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援**します。
- ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、**路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）**を支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 **11,082 千円**

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等を開催**します。


<事業の流れ>



<事業イメージ>

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー

地域環境保全タイプ	森林資源利用タイプ
 <p>里山林の機能を維持するための活動 最大12万円/ha</p>	 <p>侵入竹の伐採・除去活動 最大28.5万円/ha</p>
 <p>しいたけ原木などとして利用するための伐採活動 最大12万円/ha</p>	

②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

サイドメニュー	
<ul style="list-style-type: none"> ・路網の補修・機能強化等 ・機材及び資材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係人口の創出・維持等の活動

都道府県・市町村
・地域協議会
・活動組織への支援等



自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施



評価検証事業
<ul style="list-style-type: none"> ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む） ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課（03-3502-0048）

景観改善推進事業

目的

- 魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに、景観計画区域内の重点的な規制（届出対象行為・景観形成基準）が定められている地区（以下、重点地区）においては、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施し、質の高い景観形成を後押しする。
- これにより、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

【補助率】

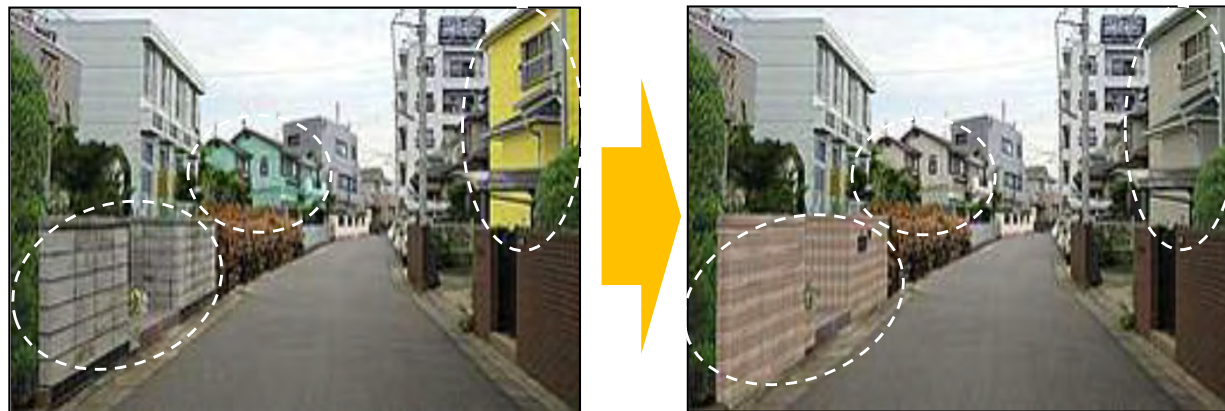
- | | |
|------------------------------|-------|
| 上記(1)、(2) 事業主体がa.かつb.に該当する場合 | 1 / 2 |
| 事業主体がa.に該当する場合 | 1 / 3 |
| 上記(3) 事業主体がa.に該当する場合 | 1 / 3 |

【事業主体】

- a.景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b.立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）

地すべり対策事業

■予算

令和6年度概算要求：治山治水1,055,524百万円[省全体]の内数

※上記予算額はデジタル庁一括計上分を含まない

■制度

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第10条、第28条

目的	事業内容
地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除却し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	地すべり防止区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設、改良し、その他地すべり等を防止するために国土交通大臣が実施する地すべり防止工事である。
採択基準等	
国土保全上特に重要な流域であって、次の各号の一に該当するもの	
<ol style="list-style-type: none"> 1. その流域が2府県以上にまたがるもの 2. その流域が1府県にとどまるものであっても、地すべりによる荒廃の程度が激甚で、下流に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの 3. 地すべり防止工事の規模が著しく大であるもの 4. 地すべり防止工事が高度の技術又は機械力を必要とするもの 	
沿革	国庫負担率
・昭和36年度より実施	2/3 渓流にかかる分
	1/2 その他の分



● 地すべりブロック上に村の主要施設、重要交通網が集中する長野県天龍村平岡地区
(天竜川中流地区地すべり対策事業)

地すべり対策事業

■予算

令和6年度概算要求：社会資本総合整備1,650,593百万円[省全体]の内数

■制度

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条、第41条、第45条

目的	事業内容
地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。

採択基準等

(地すべり)

地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、総事業費が1億円以上のものうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該地すべり防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
5. 貯水量30,000m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
6. 人家10戸(市街化区域に存するものうち指定市に係る地すべり防止工事にあつては人家20戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
7. 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であつて当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

(次ページに続く)

(ぼた山)

地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、総事業費が1億円以上のものうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該ぼた山崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

1. 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 官公署、学校又は病院等の公共建築物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
5. 貯水量30,000m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
6. 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
7. 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

沿革
<ul style="list-style-type: none"> ・昭和27年度より実施 ・昭和47年度より実施(沖縄) ・平成2年度に採択基準の改正 ・平成18年に採択基準の改正 ・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行 ・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行 ・令和元年度に採択基準の改正 ・令和2年度に採択基準の改正

国費率 【溪流にかかる分】		国費率 【その他の分】	
1/2	内地・北海道	1/2	内地・北海道
8/10	沖縄	6/10	沖縄
2/3	奄美	—	奄美



●倉石地区(徳島県三好市井川町)

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

＜空き家対策基本事業＞

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要**な空き家の実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務 **R6拡充**

＜空き家対策附帯事業＞

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

＜空き家対策関連事業＞

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

＜空き家対策促進事業＞

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

＜空き家対策モデル事業＞

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

＜補助率＞

空家家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空家家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

○旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



滞在コンテンツの造成

③受入環境整備

二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。



観光地の案内アプリの整備

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTA*への掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



SNSを活用した魅力発信

*OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
- ・事業期間：平成30年度～

事業目的・背景・課題

平成30年度から本事業により、25の世界遺産、34の国立公園を中心に地域の魅力を伝える解説文の整備に取り組み、ノウハウの蓄積を行ってきた。しかし世界遺産等の中には、未整備構成資産が存在している状況である。

このため、2025年大阪・関西万博に向けて、文化観光資源の魅力を更に発信できるように解説文整備を加速させる。

事業内容

①自治体を通じて、世界遺産等における未整備構成資産や周辺の文化観光資源等の英語解説文作成を行う。

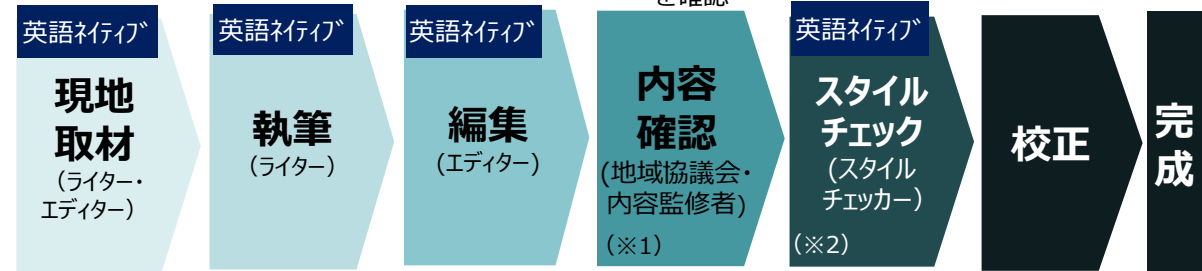
②中国語及び韓国語解説文の作成

- 1：中国語
- 2：韓国語

事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：国→民間事業者→地域協議会等
- ・事業期間：平成30年度～

事業イメージ



○世界遺産における未整備構成資産の状況



古都京都の文化財

仁和寺など17か所の寺社と城郭で構成される。そのうち、金閣寺・延暦寺等10カ所が未整備。



明治日本の産業革命遺産

九州を中心に8県に分散。20カ所のうち、軍艦島等14カ所が未整備。

地域における受入環境整備促進事業

事業目的・背景・課題

- 持続可能なあり方で旅行需要の本格的な回復を図るためには、ストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、地域住民にも配慮した受入環境を整備する必要。
- 全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援。

事業内容

①持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

- ・ 地域資源の保全・活用やオーバーツーリズムの未然防止に向けた受入環境整備を支援
- ・ 持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援
- ・ 交通サービスの受入環境整備を支援

②インバウンド安全・安心対策推進事業

- ・ 観光施設等の危機管理対応能力の強化を支援
- ・ 医療機関の訪日外国人患者の受入機能強化を支援

③宿泊施設の受入環境整備

ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備を支援

事業イメージ



①マナー啓発に必要な備品、パークアンドライド促進のための駐車場の整備 等



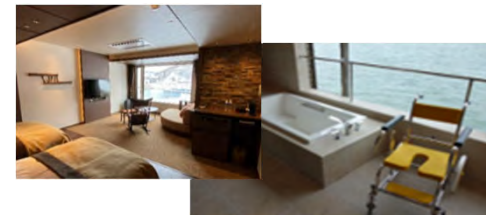
①国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修 等



①段差解消（エレベーター）・UDタクシー・携帯型翻訳機 等



②多言語翻訳機器・キャッシュレス決済端末の整備 等



③客室・浴室のバリアフリー化 等

事業スキーム

※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施

- ①事業形態：直接補助事業、補助率：1/2、1/3等、補助対象事業者：地方公共団体、DMO、民間事業者 等
- ②事業形態：直接補助事業、補助率：1/2 ※一部上限500万円のものあり
補助対象事業者：民間事業者、地方公共団体、DMO 等
- ③事業形態：間接補助事業（国→民間事業者→宿泊事業者）、補助率：1/2（上限500万円）等
補助対象事業者：宿泊事業者

事業期間：①平成28年度～、②平成28年度～、③平成27年度～

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場の創出が重要。
- 「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルで反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」、コロナ禍を経たテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーションの普及・定着」、将来にわたって国内外の旅行者を惹きつける「新たなレガシー形成」により、旅の潜在需要を顕在化させ、地域の関係人口拡大にもつながる形で交流需要の拡大を図る。

事業内容

反復継続した来訪を促進するための「第2のふるさとづくり」の推進

令和5年度は、来訪の度に新たな体験ができるか等の来訪後の関心の継続性に着目した取組を行ったが、より地域との関係性の深化を図るため、令和6年度は、自分のスキルを活かしたい、地域から学びを得たい、地域運営に携わりたい等のターゲットのニーズに着目した来訪機会を創出するモデルの構築を行う。



テレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーション」の普及・定着

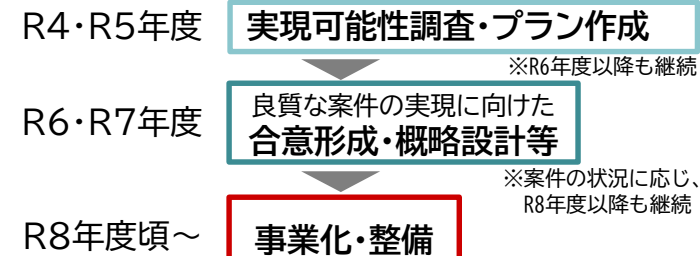
令和3年度以降、導入企業は着実に増加しているものの、いまだ高い水準とはいえない状況。 ※ワーケーション制度導入率：R3 9.1% → R4 13.4% (観光庁調査)

令和6年度は、①これまでの取組を通してワーケーション普及の課題に拮げた子育て世代を対象にしたワーケーションのモデル実証、②特定の執務環境を持たないノマドワーカー等、新たな働き方に対応したワーケーションのモデル実証、③令和5年に設置した官民推進協議会と連携した普及啓発を行う。



地域・日本の新たなレガシー形成

- 将来、地域・日本のレガシー（遺産）となる観光資源を新たに形成することを目指し、実現可能性調査・プラン作成を実施。
- 令和6年度以降は、上記に加え、日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、実現に向けて重点的に検討。



事業スキーム

事業形態：直轄事業 請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等
事業期間：(第2のふるさと・レガシー) 令和4年度～ (ワーケーション) 令和3年度～

お問い合わせ先 (第2のふるさとづくり・ワーケーション) 観光庁 観光地域振興部 観光資源課 電話：03-5253-8924
(レガシー形成) 観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 電話：03-5253-8327



【令和6年度予算(案) 200百万円(200百万円)】
 【令和5年度補正予算額 2,300百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止等を目的としたイノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

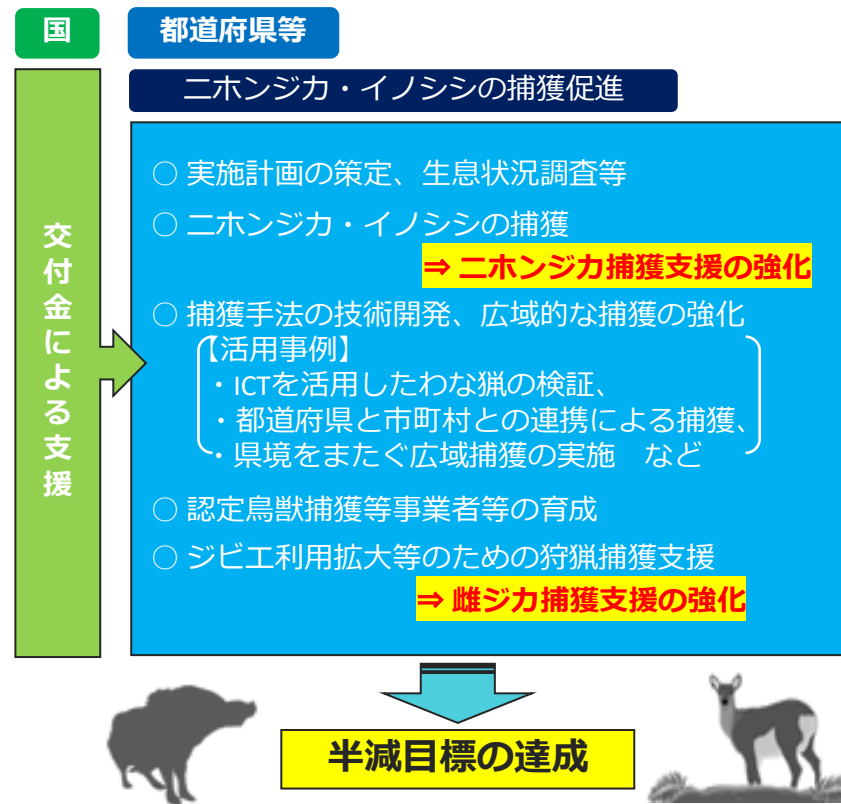
ニホンジカ・イノシシの半減目標(平成23年度比)の達成及び豚熱収束後のイノシシの個体数の増加を防ぐため、都道府県等が行う以下の取組について交付金により支援する(特に半減目標の達成が困難なニホンジカについて更なる捕獲体制強化が必要)。

- ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ② 指定管理鳥獣の捕獲等(ニホンジカ・イノシシ)
- ③ 効果的な捕獲の促進(捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲)
- ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成(捕獲技術向上のための研修会等)
- ⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成(食肉衛生の講習会等)
- ⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援(捕獲個体の搬入への支援・捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助)

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(補助率1/2、2/3、定額)
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和10年度(予定)

4. 事業イメージ



国立公園等利用等推進事業費のうち (4)エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業



【令和6年度予算案 20百万円（20百万円）】

地域主体で取り組むエコツーリズムの取組を支援し、持続的かつ魅力的な地域作りを推進します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

- ・国立公園等においては、ツーリズムの基盤となる地域の自然資源を持続的な形で活用していくことが重要であり、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育」というエコツーリズム推進法の4つの基本理念を実現していくための体制・ルールに基づく取組が必要。
- ・国立公園等において、地域の自然資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成

- ・魅力的なツアープログラムづくり（安全管理、環境への配慮含む）

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和6年度概算決定額 **1,000.0億円**
 （令和5年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。

デジタル田園都市国家構想交付金

R6当初

地方創生推進タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

地方創生拠点整備タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

デジタル実装タイプ

デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

（注1）令和5年度補正予算において、735億円を措置。

- ・デジタル実装タイプ：360億円
- ・地方創生拠点整備タイプ：300億円
- ・地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ：60億円
- ・地方創生推進タイプ：15億円

（注2）本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

【地方創生推進タイプ】

- ・地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（先駆型・横展開型・Society5.0型）

	対象となる事業
先駆型	先駆性の高い最長5年間の事業
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を図る最長3年間の事業
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業

- ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策（移住・起業・就業型）
 - 市町村が、UIJターンによる①地方への就業者や、②テレワークによる転職なき移住者等に対し、移住支援金（最大100万円）を支給する場合、当該経費の1/2を支援
- ・地域企業に対し、経営課題解決等に資するデジタル人材等のマッチングを支援。（プロフェッショナル人材事業型）
- ・省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備（地方創生整備推進型）

【地方創生拠点整備タイプ】（原則として3年間（最長5年間））

道の駅に隣接した観光拠点



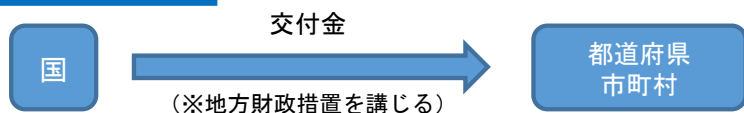
子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



資金の流れ



期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

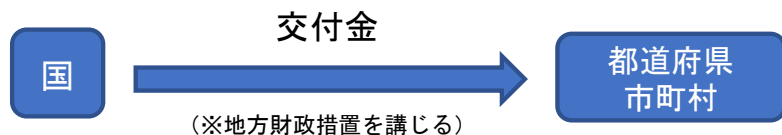
デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和5年度補正予算額 735億円

事業概要・目的

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。
- デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援する。
- 「デジタル行財政改革」の改革分野における社会変革につながるような先行モデル的な取組を支援する。

資金の流れ



(注1) デジタル実装タイプの交付割合は以下の通り。

- TYPE1及びTYPE2 : 1/2
- TYPE3 : 2/3
- TYPES : 3/4
- 地方創生テレワーク型 : 2/3又は1/2

(注2) 地方創生拠点整備タイプ/地方創生推進タイプの交付割合は1/2。

(注3) 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプの交付割合は5.5/10等。

事業イメージ・具体例

○ 主な対象事業

【デジタル実装タイプ】

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下の取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援。

- 他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 (TYPE1)
- オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組 (TYPE2)
- (TYPE2の要件を満たす) デジタル社会変革による地域の暮らしの維持に繋がり、かつ総合評価が優れている取組 (TYPE3)
- 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある地方自治体の先行モデル的な取組 (TYPES) ※利用者起点及びEBPMに基づく公共サービスに関する調査・支援事業を含む。
- サテライトオフィスの整備・利用促進等 (地方創生テレワーク型)

【地方創生拠点整備タイプ】

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

【地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ】

半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に際し、必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援。

【地方創生推進タイプ】

万博の開催を契機として、各都道府県において新たに実施する地方創生に資する取組を支援。

期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。